

ポーランドの農業概要及び農業政策

(財) 国際貿易投資研究所研究主幹

田中 信世

1 農業の特徴と農業構造	63
2 農業生産	64
1) 農業総生産	
2) 農作物の生産	
3) 畜産	
4) エネルギー作物の生産とバイオエネルギー産業	
5) 有機農業	
2 食品産業	75
1) 食品産業の概況	
2) 食品産業の生産	
3) 食品関連の促進プログラム～優良食品表示と地場特産品の保護	
3 農産物・食品の貿易	78
4 農業政策と農業予算	80
1) 農業予算(国の資金とEUの資金)	
2) 農地に対する直接支払い	
3) 農村地域発展計画(RDP)	
4) SOP「食品部門の構造改革および近代化との農村地域の発展」2004～06	
5) SAPARDプログラム	
6) 国家支援	
7) 共通農業市場組織	
8) 農業市場庁(AMA)	
9) 農業構造改善近代化庁(ARMA)	
10) 農業資産庁(APA)	

ポーランドの農業概要及び農業政策

1 農業の特徴と農業構造

ポーランドは多くの農産物や畜産物においてEUや世界の中で重要な生産国である。例えば、ライ麦、馬鈴薯、タマネギ、キャベツ、カリフラワー、リンゴなどでEUの最大の生産国となっており、てん菜、豚ではEUの中で第3位、小麦と牛乳、野菜の生産では同第4位である。しかし、ポーランド経済に占める農業の比重を見ると、近年、農業の比重の低下が顕著である。ポーランドの農業経済はEU加盟による財政支援などで改善してきているが、農作物生産の減少や農産物の価格低迷などにより、国内総生産（GDP）に占める農業総生産の比率は、1995年の7.0%から2005年には4.2%に落ち込んでいる。

ポーランドにおける農地面積は1,830万ヘクタールで国土面積（3,130万3,000ヘクタール）の58.7%を占めている。農地全体の76.8%が耕地として利用され、草地が15.9%、牧場が5.4%、果樹園が1.9%である。農家の農地利用構造で特徴的なことは、利用面積のバラつきが大きいことであり、1ヘクタールの規模の農家から数千ヘクタールの規模の農家まで広がっている。

表1 利用耕地規模別の農家構造（2000年と05年の比較）

<利用耕地面積別農家数；総農家数に占める比率>

（単位；％）

農家の規模	2000年	2005年
1～2ヘクタール	23.8	25.1
2～5ヘクタール	32.6	32.8
5～10ヘクタール	23.8	21.8
10～15ヘクタール	9.9	9.4
15ヘクタール以上	9.9	10.9

<農家の利用耕地面積；総耕地面積に占める比率>

（単位；％）

農家の規模	2000年	2005年
1～2ヘクタール	4.8	4.7
2～5ヘクタール	14.7	13.9
5～10ヘクタール	23.6	20.3
10～15ヘクタール	16.6	14.9
15ヘクタール以上	40.3	46.2

（出所）ポーランド中央統計局、2005

農家構造で細分化の問題に直面しているのは、個人農（家族経営農）部門であり、個人農の農家数は 2004 年で 185 万 2,000 戸に達している。こうした個人農の平均経営規模は耕地面積で 7.5 ヘクタールである。もっとも、個人農の規模は地域によって大きな相違が見られ、ポーランド南部（malopolskie 県）の平均 3.3 ヘクタールに対して、北西部（zachodniopomorskie 県）では 26 ヘクタール以上となっている。ちなみに、EU の農家規模の平均 18.7 ヘクタールと比べると、ポーランドの個人農の零細さが際立っている。

1990 年以降、ポーランドの農家数は着実に減少している。利用耕地面積別に農家数の推移を見ると、農家数が減少しているのは主として中規模の農家であり、零細規模の農家や大規模農家の数は増加しており、耕地の利用規模別に見た農家数は二極分化の傾向を示していることが窺える。ちなみに、10 ヘクタール以上の経営規模の農家は農家数では全体の 20% を占めるに過ぎないが、利用耕地面積は全体の 60% 以上を占めている。

一方、土地市場に目を転じると、ポーランドでは 2003 年以降、農地購入に対する関心が高まっており、これを反映してポーランドの耕地のヘクタール当たり平均価格は 00 年の 4,786 ズロチから 05 年には同 8,244 ズロチへと 2 倍近い値上がりを示している。これは主として、EU の共通農業政策が実施された後には農業生産の収益状況が改善するという期待を反映したものであると考えられる。また、農地法の改正により、外国人による農地の取得が可能となったことも、農地価格の上昇をもたらした一因と考えられる。このようにポーランドにおいては近年農地価格の上昇が著しいが、ポーランドの農地価格は EU の平均と比べるとまだまだ低い水準にとどまっている。

2 農業生産

1) 農業総生産

2005 年における農業総生産額は前年比 2.5% 減の 645 億ズロチ（160 億ユーロ）であった。移行経済に転換した直後の 1990 年比でみると 5 % 以上の増加である。05 年の生産の減少は主として農作物生産の減少（前年比 8.9% 減）によるもので、畜産物の生産額は前年比 5.4% 増であった。

表2 農業総生産の推移

	2001	2002	2003	2004	2005		
	前年=100				1995=100	2000=100	
農業総生産	105.8	98.1	99.2	107.5	97.5	102.8	107.9
うち植物生産	108.6	93.3	94.3	116.4	97.1	92.9	101.5
家畜生産	102.5	103.4	104.8	97.3	105.4	114.3	113.9
商業生産	102.9	104.2	105.2	103.3	98.6	125.3	114.9

（出所）ポーランド中央統計局、「2005 年の農業」、2006 年

05 年の農業生産において見られた大きな変化は、農作物生産と畜産のシェアが逆転したことである。05 年の農作物生産の減少は、長年続いてきた農産物の総生産に占める作物生産の支配的な地位の逆転をもたらした。05 年においては畜産が半分を超えるシェアを占めた。畜産の中でシェアを最も大きく伸ばしたのは牛乳生産で、これは主として価格が上昇したことによる。

農産物の価格は長期的に低下傾向にあり、他の商品と比べて不利な状況が続いている。04 年においてはポーランドの EU 加盟にともなう農産物価格の EU への適合により一時的な改善が見られたが、05 年には、食品価格の値上げが市場に受け入れられなかったため、生産量が減少したにもかかわらず価格は下落し、輸出のかなりの増加をもたらした。こうした状況を反映して、農産物価格と農業資材・サービスの価格関係は、農産物価格が上昇した 04 年を例外としてほぼ一貫して、農業資材・サービスの価格上昇が農産物価格の上昇を上回っており、両者の価格比率（農産物価格／農業資材・サービス価格）は 100 を下回る水準で推移している。

表3 農産物価格と購入財・サービスの価格関係

	2001	2002	2003	2004	2005		
	前年=100				1995=100	2000=100	
農産物価格	103.8	92.6	99.5	111.4	97.9	712.1	148.9
植物	95.9	99.8	106.2	93.1	94.8	626.7	123.7
畜産物	108.0	88.8	95.6	122.3	99.7	756.4	162.8
購入財・サービス価格	106.5	101.9	102.1	108.6	102	1,133	221
消費財	104.6	101.3	100.5	104.1	102.1	1,080	204.2
農業生産資材	106.9	101.9	102.2	108.9	101.8	1,184	224
投資財	104.9	102.5	101.9	110.9	106.8	968.5	208.7
価格比率	97.5	90.9	97.5	102.6	96.0	63.1	67.4

（出所）ポーランド中央統計局、2006 年

2) 農作物の生産

2005 年の農作物の総作付面積は 1,120 万ヘクタールと前年比 90 万ヘクタール減少（0.8%減）した。農作物の生産は穀物の栽培が圧倒的に多く、これに対して、馬鈴薯や飼料作物のシェアはコンスタントに減少している。05 年における穀物生産量は 2,698 万トンであり、小麦が 877 万トン、大麦が 358 万トン、ライ麦が 340 万トンであった。穀物以外の主要農作物としては、馬鈴薯（1,037 万トン）、トリチカレ（390 万トン）、てん菜（1,173 万トン）、ナタネ等油糧種子（145 万トン）が挙げられる。

穀物については、作付比率が高いにもかかわらず、ポーランドは長年にわたって穀物のネットの輸入国であった。しかし、05 年においては、輸出が 135 万 4,400 トンに対して輸入は 49 万 1,900 トンにとどまり、輸出入の逆転現象が起こった。

なお、04 年と 05 年の穀物の単収は、EU 加盟交渉において設定された参考単収のヘクタール当たり 3 トンをかなり上回った。また、加盟交渉において欧州委員会との間で合意

した生産枠を超えた農作物はなかった。

表4 ポーランドの農作物の作付け構造(1995 年、2005 年)

(単位 ; %)

	1995	2005
穀物	66.5	77.1
マメ科植物	1.1	0.4
馬鈴薯	11.8	7.5
油糧種子 (ナタネ、キンミズヒキ)	4.7	4.2
飼料	8.4	5.2
露地野菜	2.2	1.6
その他	6.9	4.0

(出所)「2005 年の農業」、ポーランド中央統計局、2006 年

表5 主要農作物の作付面積、単収、生産量(1996～2005 年)

(単位 ; 面積 1,000 ヘクタール、単収ヘクタール当たり 100 キロ、生産 1,000 トン)

	1996-2000	2003	2004	2005		
					1996-2000 = 100	2003 = 100
穀物計						
作付面積	8,796.0	8,163.3	8,377.0	8,329.0	94.7	99.4
単収	28.6	28.7	35.4	32.3	112.9	91.2
収穫量	25,189.4	23,390.8	29,635.0	26,978.0	106.9	90.9
小麦計						
作付面積	2,576.8	2,308.0	2,311.0	2,218.0	86.1	96.0
単収	34.0	34.0	42.8	39.5	116.2	92.3
収穫量	8,772.0	7,858.2	989.2	8,771.0	100.0	88.7
ライ麦						
作付面積	2,275.4	1,479.3	1,550.0	1,415.0	62.2	91.3
単収	22.7	21.4	27.6	24.7	106.2	87.3
収穫量	5,160.0	3,172.2	4,281.0	3,404.0	66.0	79.5
大麦計						
作付面積	1,142.6	1,016.1	1,014.0	1,113.0	97.4	109.8
単収	29.9	27.9	35.2	32.2	107.7	91.5
収穫量	3,420.0	2,831.5	3,571.0	3,581.0	104.7	100.3
オート麦						
作付面積	590.0	526.9	520.0	539.0	91.4	103.7
単収	24.4	22.4	27.5	24.6	100.8	89.5
収穫量	1,437.5	1,181.6	1,430.0	132.4	92.1	92.6
トリチカレ						
作付面積	663.4	985.6	1,058.0	1,195.0	180.1	112.9
単収	30.2	28.5	35.2	32.7	108.3	92.9
収穫量	2,006.0	2,811.6	3,723.0	3,903.0	194.6	104.8
馬鈴薯						
作付面積	1,292.0	765.8	713.0	588.0	45.5	82.5
単収	183.0	179.0	196.0	176.0	96.2	89.8
収穫量	23,620.0	13,731.5	13,999.0	10,369.0	43.9	74.1
ナタネ、キンミズヒキ						
作付面積	409.6	426.3	538.0	550.0	134.3	102.2
単収	20.7	18.6	30.3	26.3	127.1	86.8
収穫量	846.7	793.0	1,633.0	1,450.0	53.1	88.8
てん菜						
作付面積	395.4	286.3	297.0	286.0	72.3	96.3
単収	377.0	410.0	428.0	410.0	87.5	95.8
収穫量	14,920.1	11,739.5	12,730.0	11,731.0	78.6	92.1

(出所) ポーランド中央統計局、「2005 年の農作物の生産」、2006 年

3) 畜産

家畜飼育頭数は、牛、羊および馬の飼育頭数が過去 20 年間にわたって減少を続けており、豚は、飼料の供給および価格、収益性および市場の受け入れ能力の変化により循環的な変動を繰り返した。

表6 ポーランドの家畜飼育頭数(各年6月現在)

(単位 ; 1,000 頭)

	1990	1995	2000	2003	2004	2005
牛	10,049	7,306	6,083	5,489	5,353	5,483
うち乳牛	4,919	3,579	3,098	2,897	2,796	2,795
豚	19,464	20,418	17,122	18,605	16,998	18,112
うちタネ豚	1,837	1,875	1,577	1,782	1,659	1,813
羊	4,159	713	362	338	318	316
うち雌羊	2,564	450	223	185	200	
馬	941	636	550	333	321	312

注 ; 2000~05 年の豚の飼育数は 7 月末現在。

(出所)「2005 年における農地利用、栽培面積および家畜飼育頭数」、ポーランド中央統計局、2005 年

ポーランドの E U 加盟に伴う E U の家畜衛生基準への適合は、E U の衛生基準に適合することが困難な小規模な生産者の市場から退出を促すことになり、解体用家畜と乳用牛飼育の集中化傾向を加速した。この傾向は特に、乳用牛の飼育において顕著に見られ、1 頭または 2 頭の乳牛を飼育している小規模な農家の多くは飼育放棄を余儀なくされた。

しかし、このように E U 加盟以降、家畜飼育では飼育の集中傾向が進んでいるにもかかわらず、集中の程度は依然として低く、50 頭以上の家畜を飼育している農家によって飼育されている家畜の比率は全体のわずか 11.4%であり、牛の場合は 3.7%であった。豚の場合は大規模飼育が進んでおり 200 頭以上を飼育している農家によって飼育されている頭数は全体の 24.8%であった (05 年)。

また、E U 加盟は、牛肉や乳製品の生産と収益を向上させることになった。

E U 加盟の影響(効果)は輸出面でも E U 向け輸出の増加という形で顕著に表れている。すなわち、05 年の生きた牛の輸出は数量ベースで E U 加盟前の 03 年に比べてほぼ 60%増加し、金額ベースでは 147%増加した。また、E U 15 への牛肉の輸出も過去 2 年間に、数量ベースで 223%増、金額ベースで 252%と著増し、05 年の E U 加盟国向けの乳製品の輸出も 03 年比で 169%増の 8 億 8,000 万ユーロとなった。その結果、乳製品の E U 諸国向けの輸出比率は 03 年の 41%から 05 年には 77%に高まった。

なお、前述のような、特に乳牛部門での飼育の集中化傾向は牛乳 1 頭当たりの搾乳量の増加をもたしているが、ポーランドにおける乳牛の生産性は E U 25 の平均と比べると依然として大幅に低く、04 年のデータでは乳牛 1 頭当たりの搾乳量は E U の 5,880 リットルに

対して、ポーランドは 4,204 リットルであった。また、牛肉生産についても、牛肉 1 頭当たりの牛肉生産量は EU が 268 キログラムであるのに対して、ポーランドの場合は 160 キログラムと低い水準にとどまっている。こうした牛飼育の生産性の低さは工業生産された飼料の使用比率が低いことを反映したものと見られている。ただし、豚の場合は、豚 1 頭当たりの豚肉生産量は EU25 の 87 キログラムに対してポーランドは 85 キログラムとほぼ同水準にある。

表7 ポーランドにおける主要畜産品の生産

	単位	1990	2000	2003	2004	2005
解体家畜	1,000 トン (生体重量)	4,493	4,112	4,776	4,565	4,699
うち豚	1,000 トン (同)	2,371	2,501	2,833	2,538	2,540
牛	1,000 トン (同)	1,428	635	591	611	599
子牛	1,000 トン (同)	105	83	76	59	61
家きん	1,000 トン (同)	474	834	1,228	1,309	1,452
馬	1,000 トン (同)	37	45	30	35	34
羊	1,000 トン (同)	96	7	6	6	5
牛乳	100 万リットル	15,371	11,543	11,546	11,477	11,575
鶏卵	100 万個	7,597	7,621	9,168	9,250	9,640
羊毛	トン	14,783	1,320	1,218	990	998

(出所) ポーランド中央統計局

4) エネルギー作物の生産とバイオエネルギー産業

(1) エネルギー作物の作付面積と生産

ポーランドにおけるバイオエタノール生産のための代表的な原料は穀物、すなわちライ麦 (すべてのバイオ燃料の約 50% を占める)、大麦および小麦である。バイオディーゼルのための原料はナタネである。2006 年においては、穀物の栽培面積は 840 万ヘクタールであったが、このうち小麦が 220 万ヘクタール、ライ麦が 130 万ヘクタール、大麦が 120 万ヘクタールであった。ナタネの栽培面積は 62 万 3,000 ヘクタールであった。表 8 は 05 年における主要なバイオ燃料作物の総耕地面積に占める比率を示したものである。06 年における利用可能な穀物の生産量はほぼ 2,700 万トンであった。小麦の生産量は 870 万トンであり、ライ麦は 340 万トンであった。また、大麦の利用可能な収穫量は 360 万トンであり、ナタネは 150 万トンであった。

表8 ポーランドにおける主要バイオ燃料作物の栽培面積の総耕地面積に占める比率
(2005 年) (単位 ; %)

バイオ燃料作物	比率
小麦	20
ライ麦	13
大麦	10
ナタネ	5
その他	52

(出所) 欧州委員会

(2) 燃料目的のための穀物とナタネの利用

表9は 00～06 年のポーランドにおける穀物のバランスを示したものである。表9から明らかのように、ポーランドで燃料目的のために穀物が利用され始めたのは 06 年からであり、同年の燃料目的のための穀物の利用は国内消費の 1.8%であった。

表9 ポーランドにおける穀物バランス(2000～06)
(単位 ; 1,000 トン)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
生産量	25,750	22,340	26,961	26,878	23,392	29,634	26,928
－輸出	133	105	104	1,204	143	741	1,752
＋輸入	1,343	2,422	939	817	1,086	1,033	1,020
総国内消費	27,711	25,340	26,588	27,660	26,200	26,122	27,202
バイオエタノール	-	-	-	-	-	-	540
家畜飼料	17,640	15,526	16,406	17,616	16,446	16,043	17,194
人間の消費	5,835	5,838	5,839	5,827	5,859	5,810	5,774

(出所) 欧州委員会

表10は 00～06 年のポーランドにおけるナタネのバランスを示したものである。同期間を通じてナタネの 20%までが輸出された。国内で消費されたナタネの 40%以上が主として人間の消費用の油脂に加工された。動物飼料（油糧種子ケーキ）は平均して国内総消費量の約 50%を占めた。バイオディーゼルの生産には国内総消費量の 17%（2005 年）と 21%（06 年）が消費された。

表 10 ポーランドにおけるナタネの生産と消費(2000～06)

(単位 ; 1,000 トン)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
生産量	1,132	958	1,064	953	793	1,633	14,86
－輸出	326	34	292	30	12	292	176
＋輸入	19	5	2	6	16	2	52
総国内消費	881	889	837	922	803	1,216	1,430
バイオディーゼル	-	-	-	-	-	213	303
家畜飼料	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家畜飼料用オイルケーキ	629	610	841	627	593	1,077	785
人間の消費用油脂	540	557	577	620	620	607	627

注 ; 人間の消費用の油脂やオイルケーキはひとつの加工プロセスから生産される最終

製品であるため、合計しても「国内消費量」と合致しない。

(出所) 欧州委員会

今後ポーランドでは、バイオ燃料産業の需要の増大に対処するために、燃料目的のための穀物の必要量は現在の 54 万トンから 2010 年には 140 万トン、13 年には 170 万トン、さらに 20 年には 250 万トンに増大するものと予測されている。一方、ナタネについては、06 年の総生産量 150 万トンから 10 年には 290 万トンが必要になると予測されているが(07 年の生産は推定で 190 万トン)、国内の供給力に懸念が持たれていることに加え、ポーランド国内のナタネ市場は近隣諸国のバイオディーゼル産業の需要圧力にさらされることになるものと思われる。今後、ポーランドが増大するナタネの需要を満足させるためには、単収の増加により重点を置いた生産を行わなければならないということになるだろう。ちなみに、06 年におけるポーランドの油糧用ナタネの単収はヘクタール当たり 2.6 トンであったが、これは EU の平均と比べると 400 キログラム低い水準である。

(3) バイオ燃料の生産と潜在生産能力

a) バイオエタノール

ポーランドは 2004 年に EU に加盟した国の中で、かなりの規模でバイオエタノール部門を発展させた唯一の国である。06 年における燃料エタノールの生産量は推定で 12 万 7,796 トン(05 年は 8 万 8,848 トン)であった。06 年の販売量は 13 万 1,266 トン(05 年は 9 万 2,356 トン)であり、これはストックのかなりの減少を示している。バイオエタノールの約 70%は国内市場向けに販売された。

表 11 ポーランドにおけるバイオエタノールのバランス(2005、06 年)

(単位 ; トン)

	2005	2006
生産量	88,848	127,796
総販売量	92,236	131,266
輸出	31,099	37,983
国内販売	61,257	93,283

(出所) ポーランド・エネルギー規制局 (Energy regulation Office)、2007

ポーランドには Akwawit SA と Cargill の 2 大エタノール燃料メーカーがあり、両社の生産能力は合計で 9 万トン以上に達する。また、バイオエタノールに加工される原料エタノールを製造する多くの蒸留業者が存在する。06 年においてはこれらの蒸留業者が生産するエタノールは総燃料エタノール生産量の 80% 以上を占めた。ポーランドの現在のバイオエタノールの生産能力は全体で年間 20 万～30 万トンと推定されている。

b) バイオディーゼル

ポーランドにおける 06 年のバイオディーゼルの生産は合計 9 万 1,000 トンであった(05 年はほぼ 6 万 4,000 トン)。総生産量のうちかなりの量が主としてドイツに輸出された。しかし、05 年 5 月以降、生産されたバイオディーゼルの一部は B-20 としてポーランド市場でも販売されている。

表 12 ポーランドにおけるバイオディーゼルのバランス(2005、06 年)

(単位 ; トン)

	2005	2006
生産量	63,878	90,722
販売量計	50,721	61,611
輸出市場	48,599	51,674
国内市場	2,122*	9,937*

注 ; *B-100 のみ。残りはブレンド用として利用。

(出所) ポーランド・エネルギー規制局 (Energy Regulation Office)、2007

年産能力 10 万トンの能力を有する最初の工業的な規模のバイオディーゼル工場は 04 年 12 月にポーランド南部の Trezbinia で稼働した。ポーランドにおけるバイオディーゼルの潜在生産能力は 06 年には年産 18 万 5,000 トンに増加し、07 年央には 3 カ所 (Trezbinia、Walbrzych、Oswiencim) 合計で 25 万トンになった。

業界によれば、ポーランドのバイオディーゼルメーカーは今後その生産能力を 120 万トン以上に拡張する意向である。また、メーカーによる将来のプロジェクトをベースにした F.O.Licht の推計によれば今後数年間に生産能力は 170 万トンにまで拡大するものと予測

されている。

(4) 政策インセンティブ

a) EUレベルの政策インセンティブ

EUにおけるエタノールおよびバイオディーゼル生産の主要な牽引車となっているのは、2003年に採択された欧州委員会のバイオ燃料指令、すなわち「促進」指令とエネルギー製品の課税に関する指令である。これらの指令は00年に欧州委員会によって刊行された「欧州のエネルギー供給の戦略」に関するグリーンペーパーに基づいて採択されたものである。

03年5月に発効した「促進」指令（指令2003/30/EC）の下では、05年末までに輸送目的で市場に投入されるすべてのガソリンおよびディーゼルに占める再生可能燃料（純粋のバイオ燃料、混合燃料またはETBE）の比率を2%とし10年末までに5.75%の比率を達成するという指示的（indicative）な目標が設定された。

03年10月に発効したエネルギー製品の課税に関する指令（指令2003/96/EC）は、加盟国に対して特定の再生可能物質（バイオエタノールやバイオディーゼルなど）製品に対する課税の全部または一部を免除することを認めるというものである。ただし、加盟各国が税優遇措置を導入するためには、欧州委員会の事前の承認が必要という条件がついている。

また、バイオ燃料に関する研究プロジェクトに関してもEUからの支援が行われている。例えば、自動車燃料としてのバイオエタノールのコスト効率的および環境に優しい方法での生産に対する期間4年の研究プロジェクトには、総額で1,280万ユーロの予算が用意され、21の大学、研究所および民間企業が研究プロジェクトに参加している。

さらに、03年6月に実施されたEUの共通農業政策（CAP）の改革により、以下のようなバイオ燃料生産のためのエネルギー作物を栽培する農家に対して財政的な支援が継続されたり、新たに導入されたりした。

- ①休耕地でのエネルギー作物の生産を許可するという条項は継続された。しかし、てん菜の場合は、休耕地に非食用目的で栽培された場合の休耕地に対する支払いは行われない。
- ②燃料またはガスに加工される「エネルギー作物」（てん菜を除く）が栽培される農地に対して、農家が加工業者と契約を交わしているという条件の下で、ヘクタール当たり45ユーロの「炭素クレジット（carbon credit）」の支払いが導入された。06年においては支払いの対象となる農地の上限は150万ヘクタールであったが、見直しにより07年においては、これが200万ヘクタールに引き上げられた。
- ③バイオエタノールの生産のために栽培されたてん菜を「炭素クレジット」支払いおよび休耕地支払いから除くという規定は、砂糖の共通市場組織の改革が実施された場合、変更されることになろう。

b) 国家レベルの政策インセンティブ

前述の共通農業政策（CAP）改革により導入されたエネルギー作物に対する「炭素クレジット」がポーランドなど新規加盟国に適用されるようになったのは 07 年以降のことである。このため、ポーランドにおいては、06 年まではバイオディーゼルなどエネルギー作物の生産に、SAPS システムにより耕地に対してヘクタール当たり 69.57 ユーロ、国の補てん支払い同 87.93 ユーロ、および「エネルギー作物支払い」として同 69.57 ユーロが支払われた。しかし、07 年以降、「炭素クレジット」が新規加盟国にも適用されるようになったことから、現在は、農家に対して EU 予算からヘクタール当たり 45 ユーロの「炭素クレジット」が適用されている。

一方、バイオ燃料の利用拡大に関しては、ポーランド政府は、その政策文書の中で、07 年の輸送燃料消費に占めるバイオ燃料比率 2.3%を達成すること、10 年までに EU の目標である 5.75%の目標を達するという事を繰り返し述べている。10 年に 5.75%のバイオ燃料比率を達成するためには、100 万トン以上（バイオディーゼルが約 65 万トン、バイオエタノールが約 37 万トン）の生産が必要ということになる。

この目標を達成するための政策手段の一つがバイオ燃料に対する大幅な課税控除である。しかし、課税控除を補助金とみなす EU からの圧力の増大により、政府は課税控除率について欧州委員会との調整を余儀なくされた。その結果、輸送用バイオ燃料に関する新しい法律が 07 年 1 月に発効し、5 月に修正されてバイオ燃料に対する課税控除が実施されることになった。新しい課税構造の下においては、混合燃料に占めるバイオ燃料の水準にかかわらず、税控除額は固定され、バイオエタノールについてはリットル当たり 1.56 ズロチ（0.41 ユーロ）、バイオディーゼルについては同 1.048 ズロチ（0.28 ユーロ）となっている（旧法の下ではバイオ燃料のブレンド比率が高いほど税控除額は高かった）。

また、07 年 7 月の法律 274 号において、政府は 07～14 年の新バイオ燃料支援プログラムの下でバイオ燃料に対する追加的な優遇措置（新たな所得税減税によるバイオ燃料利用促進支援）を承認した。この税控除制度はバイオ燃料生産者に対してバイオ燃料生産コストと原油ベースの燃料の生産コストの差額の 19%を所得税から控除することを認めるというものである。もっとも、前述の売上高税の税率の変更の場合と同様、この税控除についても EU の承認が必要である。

表 13 はポーランドのバイオ燃料の実際の使用比率と 07 年 6 月に発表された政府規則の中で設定された指示的（indicative）な目標を示したものである。05 年におけるバイオ燃料の利用比率は目標を 0.02%下回った。

表 13 2003、05 年のバイオ燃料利用率と 2005 年および 2008～13 年の指示的国家目標

(単位；燃料総消費に占める比率、%)

バイオ燃料利用率		指示的バイオ燃料利用目標						
2003	2005	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
0.49	0.48	0.5	3.45	4.60	5.75	6.20	6.65	7.10

(出所) 欧州委員会、USDA、F.O.Licht

5) 有機農業

近年、世界各国で、特にEUにおいて、有機食品に対する大きな関心の高まりがみられる。世界全体での有機農家の栽培面積は 3,100 万ヘクタールを超え、そのうちの 4 分の 1 がEU域内にある。

ポーランドの農業環境は、①化学肥料の利用が低水準であること、②生物の多様性が保たれていることなどから、有機農業の発展に極めて適しているが、全農家に占める有機農家の比率と有機農家の栽培面積の比率で、EUのその他の加盟国の水準に達していない。すなわち、2003 年のEUの全農家数に占める有機農家数の比率は平均 1.99%であり、有機農家の栽培面積の比率は 3.51%であったが、ポーランドの場合、これらの比率はそれぞれ 0.11%と 0.30%にとどまっている。

表 14 ポーランドにおける登録有機農家数(1990～2005 年)

年次	農家数	年次	農家数
1991	49	1999	555
1992	94	2000	1,419
1993	180	2001	1,798
1994	246	2002	1,977
1995	263	2003	2,286
1996	238	2004	3,760
1997	324	2005	7,183
1998	417		

(出所) ポーランド農業農村地域発展省

EUにおける有機農業の基本原則を定めた基礎的な法律は、1991 年 6 月 24 日の農産物の有機生産に関する欧州理事会規則 (EEC) No.2092/91 およびそれに関連する農産物および食品に関する指令 (修正 OJ198,22.07.1991 r) である。ポーランドのEU加盟の結果、ポーランドにおいても上記指令の国内法化の手続きがとられ、2004 年 4 月に有機農業に関する法律 (Dz.U.No 93, item898) が採択された。これは有機農業に関する所管官庁および関係機関の業務および権限を定めたもので、現在、義務的な法律となっている。

有機農業システムの柱となるのは、生産プロセスのコントロールと認証であり、ポーランドにおける有機農業に対するコントロールと認証システムは、上記有機農業法第3条をベースにしており、06年現在、コントロールと認証は7つの公認の認証機関によって実施されている。

有機農業に対する財政的な支援は国の財源とEU予算を使って行われている。国家予算を使った財政支援は、①有機農業のテスト鑑定（物質の分析も含む）、有機農業に使用することができない物質の申請、②有機農業生産農家のコントロールコスト、③有機農家の販売促進活動（国内見本市、国際見本市への参加を含む）、などが対象となっており、EU予算からの支援は、農業および環境活動、並びに家畜福祉の改善などに関連したエコロジカルな農業活動に対してヘクタール当たりをベースとした支援が中心となっている。

前述のように、ポーランドの有機農家数はEUの水準と比べるとまだまだ少ないが、有機農家数は近年著増しており、05年の有機農家数は7,183戸（栽培面積は16万1,700ヘクタール）と前年比ではほぼ倍増した。有機農家数は2010年には2万戸に達するものと予測されている。有機農家の数は地域によって相違があり、最も有機農家数が多いのは小規模で家族経営農家が多いポーランド南東部地域である。また、05年の登録および認証システムの中に含まれる加工工場は99（前年比4倍増）であった。

こうした有機農家の活動を支援するため、03年には有機農業ナショナルセンターがRadomに創設され、有機農業生産に関連したアドバイザリー活動の調整と、将来の生産者に対する有機農業関連情報の提供などを行っている。

2 食品産業

1) 食品産業の概況

ポーランドには食品、飲料およびタバコの製造に従事している企業が1万9,000社以上存在する。そのうち約1万8,000社は平均して従業員を9人雇用している零細・小企業である。これらの零細・小企業の食品売上高は食品産業の売上高全体の23%を占め、同産業の従業員全体の36.6%を雇用している。これに対して、従業員が50人以上の企業の食品売上高は935億ズロチ（食品産業全体の16.4%）であり、同産業従業員全体の17.3%を雇用している（05年）。

ポーランドの食品産業部門の民営化は事実上完了しており、04年における国有企業数は全体の0.5%を占めるにすぎず、その従業員および売上高の食品産業全体に占めるシェアは4%以下であった。

食品産業の所有権の構造は02年以降、大きな変化がみられた。食品部門では、同業種内あるいは金銭的な買収・合併、外国および国内の戦略的な投資家による買収・合併のプロセスが継続しており、同時に過剰な生産手段は減らされ、生産には特化傾向が見られ、企業の機能は集中しつつある。また、生産施設の近代化、新規加工工場の建設のための投

資も高水準にある。

E U加盟は食品産業にも大きな影響を与えた。E U加盟により、大規模および中規模の企業グループは増大しつつあるのに対して、零細・小企業はE Uの衛生条件などの必要条件を満たすことが困難であることから、減少傾向にある。また、ポーランドの食品部門の発展はE U加盟の準備段階にあった 03 年にすでに加速しており、その後もE U市場に適応するための農産物加工の工業化の加速により引き続き発展を続けた。こうした成長の主因は輸出の増加にあり、食品産業の総売上高に占める輸出比率は 03 年の 14.1%から 05 年には 19.3%に高まった。こうした食品輸出の増加は、食品メーカーの経営状況の改善をもたらした。04 年における食品産業の純利益は前年比ではほぼ3 倍増（30 億ズロチの増加）となり、純収益率は 3.9%に達した。この状況は 05 年においても続いた。

一方、国内市場における食品の需要の増加は極めて微々たるものであったので、国内市場の役割は小さくなってきている。国内市場の不振は、所得格差の拡大、高い失業率、賃金の低い上昇率などが原因である。

ポーランドの食品産業においてはグローバル企業がますます重要な役割を果たしている。04 年に食品部門で活動している多国籍企業は約 40 社であるが、これら多国籍企業は企業数では全企業のわずか 0.2%を占めるにすぎないものの、収益では全産業の約 20%を占めている。また、ポーランドの食品産業においては生産の集中化が進行している。生産の集中が最も顕著であったのは、食肉、乳製品、穀物加工、パスタ製造、飼料、食パン製造、砂糖および菓子類の製造、非アルコール飲料、アルコール類製造部門などであり、過去 2 年間に製造業者の数が増加したのは、家きん肉加工、果実・野菜加工、油脂・マーガリン製造部門だけであった。

表 15 従業員 50 人以上の企業の売上高、平均従業員および平均給与

	売上高		平均従業員数		平均給与月額(グロス)	
	1,000ズロチ	2004=100	人	2004=100	ズロチ	2004=100
全製造業	466,858.80	104.7	1,595	102.6	2,366.6	102.9
食品・飲料製造	90,049.60	105.2	283.6	100.5	2,202.9	102.4
食肉加工	23,336.30	109.4	87.1	104.1	1,597.0	101.9
魚加工	2,748.60	114.0	10.5	114.7	1,621.3	99.6
果実・野菜加工	8,738.20	111.3	31.6	98.4	2,181.4	104.0
動植物製油脂	2,343.30	106.4	2.8	110.2	3,582.8	102.2
乳製品	15,874.30	105.5	41.1	97.6	2,228.2	104.6
製粉、スターチ、スターチ製品	2,372.70	103.7	7.2	111.1	2,446.7	100.4
家畜飼料	5,520.40	100.6	6.2	101.1	4,535.3	106.2
その他の食品	18,084.00	104.2	72.4	98.1	2,277.0	102.0
飲料	11,032.00	94.5	24.8	94.3	3,539.4	105.1
タバコ製造	3,469.10	96.8	6.2	98.6	4,629.3	103.7

(出所) ポーランド中央統計局、「2005 年の産業の投入と産出」、2006 年

2) 食品産業の生産

食品部門の売上高の構造は、長年にわたって、食肉、飲料、乳製品部門が主流を占めている。05 年においては、飲料とタバコを除いてほとんどすべての部門で生産額が増加し、最も大きな増加を示した部門は魚製品、牛乳加工、食肉加工部門であった。

表 16 食品産業の部門別売上高構造(2003 年および 05 年)

(単位 ; %)

	2003	2005
食肉製品	23.2	25.0
魚製品	2.4	2.9
果実・野菜	9.7	9.4
油脂	2.6	2.5
乳製品	15.5	17.0
製粉、スターチ	3.1	2.5
家畜飼料	6.6	5.9
その他食品	18.5	19.3
飲料	14.2	11.8
タバコ製品	4.2	3.7

(出所)「2003 年の産業の投入と産出」「2005 年の産業の投入と産出」、ポーランド中央統計局

3) 食品関連の促進プログラム～優良食品表示と地場特産品の保護

(1) トライ・ファインフードプログラム

2004 年 5 月 1 日、農業農村地域発展大臣の決定に基づき、これまでの「ファインフードプログラム」に代わる新しいプログラム「トライ・ファインフードプログラム」が開始された。このプログラムの主な目的は高品質食品に関する情報を提供することであり、EU 加盟国の企業にもオープンな自主的なプログラムである。同プログラムによれば、「トライ・ファインフード」のマークが、独立の専門家によって構成される食品品質科学委員会によって開発された基準に合致した食品に与えられ、このマークをつけることにより、消費者が最も適切な食品を選択する際に助けとなる情報を提供することを狙いとしている。

「トライ・ファインフード」マークの公布を受けるための申請を行うことができるのは生産者のみで、対象となるのは次の食品である。

- ①食肉および食肉製品、②鶏卵および鶏卵製品、③牛乳および乳製品、④果実および野菜（馬鈴薯を含む）、マッシュルームおよびそれらの製品、⑤穀類およびその製品（ベーカリー類を含む）、⑥魚および海鮮食品、およびそれらの製品、⑦非アルコール飲料、⑧ミネラルウォーター、⑨蜂蜜、⑩菓子類およびペーストリー製品、⑪香辛料、⑫食用油

脂、⑬ビールおよびスピリッツ、⑭上記を原料とした混合または高度加工食品。

「トライ・ファインフード」マークを公布された食品は独立のモニタリング機関を通じて食品品質科学委員会によってコントロールされ、マークをつけた製品の安定した品質や高水準の品質を確保し、原材料のオリジンに対する信頼性を確保するために、マークの最長有効期間が設けられている。マークの有効期間は初回の交付時には3年を超えないとされ、その後の交付時には5年を超えないと定められている。

「トライ・ファインフード」マークは、04年9月に第1回目の交付が行われ、現在、70の食品企業が製造した600の製品に対してマークが交付されている。

(2) 地域的な特産品と伝統的な食品の保護

EUにおいては、2006年3月以降、地理的な名称および伝統的な名称の登録と保護に関する新しい規則、すなわち「保護された伝統的な特産品としての農産物と食品に関する06年3月20日の欧州理事会規則」(EC) No509/06と、同日付の農産物および食品の原産表示、地理的表示に関する欧州理事会規則(EC) No510/06が発効した。

これを受けて、ポーランドでも、「農産物および食品、および伝統的な食品の名称および特徴の登録および保護に関する法律」が発効し、地域的な特産品、伝統的な特産品の登録システムが確立した。

同法に基づいて、農業農村地域発展省は原産地表示、地理的な表示、当該食品の特別な性質についての名称の表示についての権限を与えられている。地域の特産品の原産地表示、地理的な表示をEUレベルで登録、保護することによって、当該食品に対する消費者の信頼を高め、需要の増大をもたらすことが期待されている。06年7月までに、ポーランド政府は欧州委員会に対して、チーズ、ソーセージ、ハチミツなど9件の地域特産品および伝統的食品の名称の登録申請を行った。

また、上記ポーランドの法律にはポーランド独自で伝統的な食品のリストを作成することもうたわれている。同リストへの登録手続きは、EUレベルでの食品の登録よりもはるかに容易であり、適格要件は25年以上の生産実績のある食品とされており、06年7月までに150件以上の食品が「伝統的な食品リスト」に登録された。

3 農産物・食品の貿易

2005年の農産物・食品の輸出は前年比35%増の70億ユーロ、輸入は同24%増のユーロと輸出が輸入の伸びを上回って増加した。その結果、農産物・食品貿易の貿易黒字は2年連続して拡大し、前年の2倍の規模になった。また、農産物・食品貿易の伸びは他の商品よりも大きかったため、貿易全体に占める農産物・食品のシェアは輸出入とも高まった(05年; 輸出9.9%、輸入6.8%)。

表 17 農産物・食品の貿易と貿易収支(2003～05 年)

(単位 ; 100 万ユーロ)

	輸出	輸入	貿易収支
2003	4,003	3,557	446
2004	5,242	4,406	836
2005	7,072	5,444	1,628

(出所) ポーランド外国貿易データセンター

05 年においては、E U加盟効果により、貿易相手地域としてのE Uの重要性が高まり、輸出の 74%以上、輸入の 63%がE U域内諸国との貿易であった。輸出が最も伸びたのは新規加盟国向けの輸出であった。

表 18 農産物・食品の地域別貿易と貿易収支(2004～05 年)

(単位 ; 100 万ユーロ)

	輸出			輸入			貿易収支	
	2004	2005	%	2004	2005	%	2004	2005
EU	3,782	5,238	138.5	2,764	3,442	124.5	1,018	1,796
うちEU15	2,938	4,086	136.7	2,396	2,978	124.3	592	1,109
EU10	794	1,152	145.1	368	464	126.1	426	687
CIS	685	861	125.7	91	139	152.7	594	722
NAFTA	195	194	99.5	110	110	100.0	85	83
EFTA	60	63	105.0	178	230	129.2	-118	-167
その他	521	716	137.4	1,264	1,522	120.4	-743	-806
合計	5,242	7,072	134.9	4,406	5,444	123.6	836	1,628

注 ; NAFTA=米国、カナダ、メキシコ。EFTA=ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン。

(出所) 外国貿易データセンター

E Uの中で最大の貿易相手国はドイツであり、輸出ではE U向けの3分の1がドイツ向け、輸入でも4分の1超がドイツからの輸入であった。ドイツ向け輸出は果実（ポーランドの輸出のほぼ半分がドイツ向け）、魚加工品、家禽肉（いずれも輸出の半分がドイツ向け）、植物油脂、粉乳、菓子類、野菜加工品などである。また、ドイツからの輸入食品の中で主要なものは菓子類、コーヒー、茶、香辛料、食品添加物、植物油脂、豚肉などであった。

ドイツに次ぐE Uの貿易相手国はオランダであった。同国向けの主要輸出品は果実加工品、生鮮野菜、牛乳および食肉であり、同国からの主要輸入品は食品添加物、花卉、チョコレート、食肉、魚および生鮮野菜などとなっている。上記2カ国のほか、対E U貿易の上位5カ国にはイタリア、チェコ、デンマークが入る。

E U域外ではロシアが最大の貿易相手国である。ロシアはポーランドの農産物・食品貿易において5番目の貿易相手国であり、輸出では総額の7%を占める2番目の市場となっている。ロシア向け輸出は主として園芸作物であり、輸入は大半が魚加工品である。

05年のポーランドの農産物・食品貿易を商品グループ別に見ると、輸出入ともにすべての商品グループで増加した。前年と同様、輸出の中心は農作物と畜産品（農産物・食品輸出の69%）で、05年の輸出の増加額は18億3,000万ユーロであった。このうち7億ユー

口は畜産品、すなわち、乳製品（主として粉乳）、牛肉および家禽肉の輸出増によるものであった。高い輸出の伸びを示したその他の商品グループとしては、加工植物製品（増加額は約 5 億 4,000 万ユーロ）が挙げられる。

そのほか、05 年においては穀物が大幅な輸出増を示し、04 年の 28 万 9,200 トンから 05 年には 135 万 4,400 トンに達した。その結果、穀物貿易は 03 年の 4,170 万ユーロの赤字、04 年の 1 億 4,430 万ユーロの赤字から 3,070 万ユーロの黒字へと転換した。

一方、輸入の中心は農作物、原材料およびアルコール類および飲料（全体の 77%）であった。

表 19 ポーランドの農産物・食品の主要品目グループ別貿易（2005 年）

（単位：％）

	輸出				輸入			
	2003	2004	2005	05の増加率 (04=100)	2003	2004	2005	05の増加率 (04=100)
生きた動物	151	221	288	130.3	39	66	95	143.9
畜産品	1,041	1,433	2,146	149.8	295	493	685	138.9
魚および同加工品	263	371	478	128.8	326	393	538	136.9
植物原材料	453	609	792	130.0	843	1,003	1,124	112.1
植物製品	1,810	2,194	2,735	124.7	1,432	1,712	2,099	122.6
アルコール類、飲料	286	413	633	153.3	621	740	902	121.9
合計	4,003	5,242	7,022	134.9	3,557	4,406	5,444	123.6

（出所）ポーランド外国貿易データセンター

4 農業政策と農業予算

1) 農業予算(国の資金とEUの資金)

ポーランドのEUへの加盟は、農業および農村地域の発展のための支援の拡大に大きく貢献した。農業予算を、EUに加盟前の03年と比べると、05年の農業、農村地域発展および農産物市場に対する支出は3倍に増加した。農業予算は国家資金とEU資金によって構成されているが、同期間に、国家資金による支援は59%増加し、EU資金による支援は11倍に増えた。

表 20 農業、農産物市場、農村地域発展に対する予算支出(2003~05 年)

(単位 ; 100 万ズロチ)

	2003	2004	2005	05/03	05 /04
総支出(I + II)	5,080.5	9,207.6	14,936.7	294.0	162.2
I 国家予算	4,378.6	7,108.6	6,977.3	159.3	98.2
1. 農業および狩猟	491.3	518.4	533.5	108.6	102.9
生物学的な改善	160.1	139.6	119.8	74.8	85.8
有機農業	7.0	7.0	6.6	94.3	94.3
伝染病予防、拡大防止	-	-	166.4	×	×
農業融資に対する利子補給	74.6	98.8	42.7	57.2	43.2
2. 漁業、水産業	15.4	19.8	99.5	64.6	50.3
3. 農村地域発展	1,934.4	4,614.5	4,791.4	247.7	103.8
農業構造改善近代化庁	1,922.4	1,679.3	1,999.2	104.0	119.0
直接支払いに対する補てん	-	2,573.0	1,822.9	×	70.8
4. 農産物市場	781.7	864.9	584.4	74.8	67.6
農業市場庁	753.1	834.0	554.7	73.7	66.5
農産物・食品品質検査	20.5	20.7	19.3	94.1	93.2
II EU資金	702.0	2,099.0	7,959.4	1,133.8	379.2
PHAREプログラム	111.9	99.9	47.2	42.2	47.2
SAPARDプログラム	590.1	877.2	1,341.5	227.3	152.9
構造基金	-	-	1,063.5	×	×
農業・農村地域発展のための共同支援	-	-	852.8	×	×
水産業・水産加工に対する支援	-	-	210.7	×	×
共通農業・漁業政策	-	1,121.9	5,507.1	×	490.9

(出所) ポーランド農業農村地域発展省財務部

表 20 により予算項目別に農業予算の内訳を見ると、まず、「農業および狩猟」(I -1) は主として、予算単位の法律に基づく活動や支援プロジェクトの実施に関連した経常的な支出、生物学的な改善、植物保護、有機農業などの業務に関連した経常的な支出をカバーするものである。これら業務の実施のための資金は、国内の農業政策を E U 基準に適合させたことにより、また、C A P に適合しない特定の業務については予算上の制約により一部減額された。05 年に導入された最も重要な項目は、鳥インフルエンザ汚染の疑いのある場所の隔離および安全確認に関する支出 (1 億 6,640 万ユーロ) である。

予算項目「農村地域発展」(I -3) は、農業構造改善近代化庁の法律に基づく活動に対する支出、Phare プロジェクトに対する共同支援、S A P A R D プログラムの実施のための支出である。また、この予算項目から、直接支払いに対する補てん支払いも行われている。

予算項目「農業市場」(I -4) は農産物市場庁の活動に関連した支出項目で、一部国家予算からファイナンスされた農産物市場における介入買い付けも含まれている。

2) 農地に対する直接支払い

ポーランドでは 2004 年に直接支払いスキームが導入された、これは農業活動のタイプに関係なく、農地面積に比例して支払われるもので、E U のガイドラインに従って、このスキームは新規加盟国においては最高 5 年間実施されることになっている (従って、遅く

とも 09 年までにこのスキームの実施に関連した変更を行う必要がある)。

支払い請求は年 1 回受け付けられ、支払いは 12 月 1 日から次の年の 6 月 30 までの期間に行われる (この期間は、EU 加盟国すべて同じである)。

最初のキャンペーンの期間中に支払い庁には 140 万件を超える支払い請求が寄せられ、05 年 5 月 31 日までに 138 万 1,583 人の受益者が総額 63 億 3,942 万 2,500 ズロチの支払金を受け取った。05 年のキャンペーン期間においては申請者数の増加予想のとおり、支払い庁には 148 万 3,628 件の支払い請求 (04 年比で 6 % 以上の増) が寄せられた。また、05 年における支払い対象面積も前年比で約 4 % 増加した。06 年 5 月 31 日までに合計 140 万 7,301 の受益者が総額 63 億 2,567 万 4,600 ズロチの支払いを受けた。

3) 農村地域発展計画(RDP)

ポーランド農村地域発展計画 (RDP) は 2004 年 8 月 2 日に農業構造改善近代化庁によって始められた。このプログラムの目的は農村地域の持続的な発展を支援するとともに農家の経営条件を改善することにある。また、RDP の下で実施される個別の支援策は、構造基金の下で実施される SOP 構造改革 (後述) を補完する形で実施されている。

RDP の下では 8 つの施策が実施されており、それに加えて同予算には、その他の農業支援スキームの下で実施される 2 つの施策 (単一面積支払いに対する補てんと SAPARD プログラムの下で提出されたプロジェクトへの共同支援) をファイナンスするための資金も含まれている。04～06 年における RDP を実施するための国家予算および EU 予算の合計額は 36 億ユーロを超えた。このうち、うち EU の負担額は 28 億 6,640 万ユーロ、ポーランドの負担額は 7 億 2,600 万ユーロとなっている。

表 21 RDPの実施状況(2006 年 5 月 31 日現在)

	提出申請件数	推定受益者数	支援額(1,000 ズロチ)
1. 早期退職	48,859	55,000	674,966.2
2. 半自給農家に対する支援	118,316	126,000	80,687.0
3. 条件不利地域農業に対する支援	708,675	900,000	892,072.2
4・農業環境関連アクションに対する支援	47,081	70,000	236,987.6
5. 農地への植林	6,681 (農地約 26,500ha)	農地約 45,000ha	62,090.1
6. EU 基準への農家の適合	75,539	70,000	963,890.0
7. 農業生産者グループに対する支援	53	170	2,857.8
8. 技術支援	36		1,098.6

(出所) ポーランド農業構造改善近代化庁 (ARMA)

4) SOP「食品部門の構造改革および近代化との農村地域の発展」2004～06

SOPはポーランドのEU加盟後の期間（2004～06 年）における農業の構造面での移行を促進するための主要な政策手段のひとつである。04～06 年におけるSOPの予算総額は17億8,400万ユーロ（このうちEUの資金は11億9,300万ユーロ）で、受益者負担分を加えると、SOPの下で実施されたプロジェクトの総額は約27億ユーロに達した。

プログラムは04年8月に開始された。農業構造改善近代化庁（ARMA）によって実施されるすべての施策のための申請の締め切りは06年第1四半期に設定された。

プロジェクトの総申請件数は6万1,884件、プロジェクトの総額は77億9,100万2,000ズロチに達し、ARMAは、審査の結果、3万5,933件（総額42億2,610万ズロチ）について協定を締結し、総額14億8,980万ズロチ（承認されたプロジェクト総額の20%）の支払いを行った。06年においては、ARMAは06年末までの計画期間の下で割り当てられた予算総額を上限としてすべての支払いに関する契約を終了する予定である。

表 22 SOPの実施状況(2006 年5月 31 日現在)

項目	推定受益者数	申請	
		提出件数	プロジェクト総額 (1,000 ズロチ)
1.1 農家の投資	17,000	29,224	3,058,066.4
1.2 若手農民の開業促進	14,500	18,853	942,650.0
1.5 農産物の加工および販売の促進	1,000	1,642	2,922,081.9
2.1 森林生産力の回復	150	57	82,345.5
2.4 農業活動の多様化および農業周辺活動の促進	6,450	7164	524,655.9
2.6 農業関連インフラの発展と改善	12,000	4944	261,202.3
技術支援	-	416	159,538.7
合計	51,100	62,300	7,950,540.7

（出所）農業構造改善近代化庁（ARMA）

5) SAPARDプログラム

SAPARDプログラムはEU諸国におけるその当時の農業部門の事業体に適用される財政支援のマネジメント、実施、支援獲得の方法を取り入れた最初のEUの支援プログラムである。こうした方法が当時の加盟候補国に取り入れられたのは、EU加盟後のEU資金を管理するためのカギとなる支払い機関の設立を準備をする必要があったためで、同プログラムは、プログラムの実施を通じて、受益者がEU加盟後の支援申請のための必要な知識を得るうえで大きな役割を果たした。

プログラムの当初予算は9億4,400万ユーロ（このうち7億820万ユーロはEU資金、2億3,580万ユーロは国の予算による資金）であったが、プログラムに対する関心が大き

かったことから、欧州委員会が農村地域発展計画（RDP）の資金の一部をSAPARDに再配分することを承認、その結果、SAPARDの予算は総額で10億8,400万ユーロに拡大した。

SAPARDプログラムの下で実施されるプロジェクトの協定への署名は04年8月に完了しており、現在、農業構造改善近代化庁（ARMA）が実施している事業は、支払い申請手続きと受益者への資金の支払いが中心である。SAPARDプログラムの下での支払いの実施は06年12月31日までに完了することになっている。

表 23 SAPARDプログラムの実施状況(2006年5月31日現在)

項目	申請件数	協定締結	
		件数	金額
1.食品と水産物の加工・販売の改善	1,778	1,342	1,668.6
2.農家の投資	15,586	13,742	636.8
3.農村インフラの発展と改善	6,230	4,493	2,023.8
4.農村地域における経済活動の多様化	7,504	4,854	436.6
合計	31,098	24,431	4,765.8

(出所) ポーランド農業構造改善近代化庁（ARMA）

6) 国家支援

国家支援は農業構造改善近代化庁（ARMA）による協調支援の形で行われるもので、2002～03年に各種のタイプの利子補給、融資保証、入札活動支援、農地への植林に伴う等価支払いなどを実施してきた。農業農村地域発展大臣決定に基づいて国家資金により実施されたARMAの活動には次のものが含まれる。

- ①1994～2005年における利子補給の継続。
- ②欧州委員会に、現存する支援として届けられた、以前のクレジットラインの下での新規投資への融資に対する利子補給（ただし、農家の競争力の改善や農産物・食品部門がEUの求める要件に適合するための戦略的な意味を持ったクレジットラインの利子補給に対して優先的に適用）。
- ③農家の生産転換および特に自然災害地域内の農業生産に対する融資の利子補給。
- ④銀行融資の返済に対する担保および保証の供与。
- ⑥食用の解体家畜の集荷、加工を行う事業体に対する財政的支援。
- ⑦農業生産者グループ設立および活動に対する財政的支援。
- ⑧農地への植林に対する支援。

7) 共通農業市場組織

農業市場庁（Agricultural Market Agency；AMA）関連では、20の農産物市場におけ

る 50 の共通農業政策のメカニズムの管理に関する施策が実施された。

その他の市場（果実および野菜、農産物）の共通組織に関連した施策の一部、および農業生産者、植林地所有者、エネルギー目的のためのヤナギ生産者の支援に関連した施策の一部は農業構造改善近代化庁（ARMA）によって実施されている。

野菜および果実の市場に対する支援は、少なくとも 8 人の生産者により構成される生産者グループに対して実施された。対象としては、51 のグループが暫定的に認定されており、これら 51 の野菜・果実生産者グループに対して、06 年 5 月 31 日までに総額 32 億 3,780 万ズロチの支援を行った。

加工・果実市場においては加工用トマトの供給に対する支援が行われた。04/05 市場年度においては、加工用に供給されるトマト 1 トン当たり 25.88 ユーロのレートで生産者組織に対して合計 1,670 万ズロチが支払われ、追加的に、トン当たり 8.62 ユーロの計算で合計 560 万ユーロの補てん支払いが行われた。

その他、魚加工品の市場では、特に、魚加工品の民間貯蔵、魚加工品の回収、保蔵、経営プログラムの準備のための支援が生産者組織を通じて行われた。また、植林のための農地所有者は合計 1,590 万ズロチの財政支援を受け、林産加工産業、生産者グループ、ヤナギ植林業者に対する支援は 06 年に全体で 78 万 5,690 ズロチに達した。

8) 農業市場庁(AMA)

農業市場庁（AMA）は 1991 年に農産物市場の安定と農業生産所得の保護を目的に設立された機関であり、2004 年 5 月 1 日、20 の農産物市場における 50 の共通農業政策メカニズムの管理に責任を持つ支払い庁（Paying Agency）になった。

AMA の基本的な機能は、①共同体法の実施、②支払い、③情報提供、の 3 つである。

05 年および 06 年の最初の数ヵ月において、AMA は、CAP メカニズムに基づき、農産物・食品市場において次の活動を行った。

①穀物、砂糖およびバターの介入買い付けおよび売却；160 万トンの穀物（うち小麦が 120 万トン）、21 万 3,000 トンの砂糖、および 3,600 トンのバターの買付。また、食糧支援の一環として 44 万 7,000 トンの穀物（うち小麦 36 万 4,000 トン）、5,800 トンの砂糖および 1,100 トンのバターの売却または放出を実施。農産物の介入（および貯蔵）のためのコストは 13 億ズロチに達した。

②長期熟成チーズおよびバターの民間貯蔵に対する支払い。

③次の農産物・食品の生産および加工に対する支払い。

バター、濃縮バターおよびクリーム、化学産業で使われる砂糖、乾燥飼料、ポテトスターチの生産（数量割当の枠内で）、加工用のオリーブ油の利用、非食品目的に使われるスターチ、麻および繊維用の繊維ストロー

上記の生産と加工のための支払いは合計 2,940 万ズロチに達した。

④牛乳、タバコ原材料およびポテトスターチの生産数量割当の実施、砂糖生産割当の下

での砂糖支払いの計算と支払い。

⑤ E U 域内需要に対する支援

E U 域内やポーランド国内の恵まれない人に対する余剰食品の供給等。域内需要に対する支援のための AMA の支出額は 3,300 万ユーロ。

⑥ 穀物、牛乳・乳製品、砂糖、牛肉・子牛肉・豚肉家禽肉および鶏卵、生鮮および加工果実・野菜の市場における外国貿易の管理。

- ・生鮮果実・野菜、牛肉、子牛肉および穀物の輸出入に対して 1 万 1,900 件の許可を発行。
- ・輸出払戻金の支払いは 6 億 1,900 万ズロチ（輸出払戻金の多くは砂糖輸出に対するもので、その金額は 3 億 200 万ズロチに達した）。

⑦ 国の資金によってファイナンスされたメカニズム

- ・ポテトスターチ生産数量制限の枠内で生産する馬鈴薯生産者に対する支払い、およびタバコ原材料生産者に対する支払い。
- ・直接支払いの下でタバコおよびスターチ市場に対して 4 億 400 万ズロチを支払い。
- ・牛乳促進基金の資金管理。

AMA は 05 年および 06 年 3 月末までの間に C A P メカニズムの下で合計 24 億ズロチ以上の支払いを行った。最も大きな支援を受けた市場は砂糖（34.9%）、穀物（32.2%）、タバコ（14.2%）および牛乳（8.4%）であった。

表 24 個別農産物市場支援のための AMA の支出（2005、06 年 1～5 月）

（単位；100 万ズロチ）

	2005	06/1～5
合計	1,390.8	1,021.5
1.穀物市場	475.0	301.5
2.食肉市場	52.7	15.6
3.家禽肉および鶏卵市場	2.2	0.7
4.牛乳市場	156.5	46.3
5.砂糖市場	440.7	400.3
6.ポテトスターチ市場	62.3	40.6
7.タバコ市場	145.3	196.8
8.ハチミツ市場	9.4	0.3
9.果実野菜および同製品に対する輸出払戻金	37.7	15.6
10.経済的に恵まれない人への余剰食品の供給	6.3	0.8
11.販売促進、介入施策への支援	1.5	2.6
12.その他市場（乾燥飼料、亜麻、オリーブ油等）	1.2	0.4

（出所）ポーランド農業市場庁（AMA）

9) 農業構造改善近代化庁(ARMA)

ARMAは1994年に設立され、ポーランドの農民、加工業者、農村地域居住者を対象に、主として投資補助、運転資金融資に対する利子補助、農村地域のインフラ建設に対する共同支援、農村地域居住者に対するトレーニングや教育事業に対する補助などの支援を実施してきた。04年に共通農業政策(CAP)メカニズムや農業および農村地域の構造政策に対する支払い庁となったことから、同庁の活動範囲は次のプログラムや施策に拡張された。

①農地に対する直接支払い、②果実・野菜および魚・同製品の共通市場組織、③農村地域発展計画(RDP)、④部門別行動プログラム「食品部門の構造改革および近代化、および農村地域発展」(04~06)の実施、⑤部門別行動プログラム「水産業および水産加工」(04~06)の実施

さらに、ARMAは国家支援施策(主として優遇融資)やSAPARDプログラム、Phareプロジェクトを引き続き実施している。また、世銀の融資プログラムである「農村地域活性化プログラム」や欧州投資銀行の協調融資プログラムである「洪水被害再建プログラム」(EBI-bis)の業務の一部としての支払い業務も行っている。

05年末までにARMAは、個々の支援プログラムの下で提出された約185万件の申請を審査し、05年にARMAが支払った支援金額は1,150万ズロチ(そのうち1,080万ズロチがEU資金による共同支援)。

10) 農業資産庁(APA)

農業資産庁(APA)は1992年の設立以降03年7月15日まで、国庫農業資産庁(APAST)の名称の下で、国家基金(State Treasury)から、農業分野での国有資産という観点から資産権およびその他の財産権の管理を任されてきた。同庁は、農家の設立、地域構造の改善、基金の農業資産の合理的な活用、農業目的に使われる基金の資産のリストラおよび民営化、農業目的に使われる基金の財産の管理、基金の財産の保護、基金の土地を使って耕作している民間農家の支援などの業務を実施してきた。

03年7月16日に、同庁の新しい業務を明確にし、その施策を定義する「農業システム形成法」が発効した。同法により、以前は権限外であった農業資産の販売の一部を同庁がコントロールすることが可能になり、地域構造の改善という同法の目的に照らして正当と判断される場合には取引に介入できるようになった。また、農業資産の過度の集中に対して対抗措置を講じ、適切な資格と経験をもつ農民による農家の経営を確保することもできるようになった。先買い権(売買協定の場合)やいわゆる買収権(農業資産の所有権移転に関するその他の協定の場合)が認められた結果、APAの農業資産に関するコントロールは可能になった。05年においてAPAは総面積3.8ヘクタールの176の資産を買収した。

上記のような業務のほか、同庁は、国家経済のために特に重要として農業農村地域発展省によって認定された農作物や家畜繁殖企業に対して所有権を行使することができ、現在

A P Aはそうした企業 59 社の所有権を保有している。

05 年末までに、A P Aは 470 万ヘクタールの農地を取得した。そのうちのほぼ 80%は 1,666 の旧国有農場の農地で、その平均面積は 2,250 ヘクタールである。取得した土地のうち、これまで、190 万ヘクタールが販売市場に出され、160 万ヘクタールが売却された。

現在同庁が保有している農地は 280 万ヘクタールで、このうち 215 万ヘクタール (77.6%) がリースされている。

ハンガリーの農業概要及び農業政策

(財) 国際貿易投資研究所研究主幹

田中 信世

1	ハンガリー農業の特徴	91
1)	経済に占める農業の地位	
2)	農地の利用状況	
3)	農家の農地利用構造	
4)	農業予算とCAP導入の影響	
2	農業生産の動向	96
1)	概況	
2)	農作物の生産	
3)	畜産	
4)	エネルギー作物の生産	
3	農村地域の発展と農業政策	105
1)	SAPARD	
2)	農業・農村地域発展行動プログラム(ARDOP)	
3)	国家発展計画(NRDP)	
4)	ハンガリー農村地域発展戦略計画	
4	食品産業	107
5	農産物の貿易	109

